

# 法人市民税の税率表

## 1 法人税割

法人の区分	税率		
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社	14.7%	12.1%	8.4%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人については分割前の法人税額）が年500万円を超える法人			
* 法人税額の算定期間が1年に満たない場合は、法人税額500万円に当該法人税額の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した額となります。			
上記以外の法人	12.3%	9.7%	6.0%

## 2 均等割

法人等の区分		税率（年額）
資本金等の額	人数	
1千万円以下	新座市内の従業者数50人以下	50,000円
	新座市内の従業者数50人超	120,000円
1千万円超 1億円以下	新座市内の従業者数50人以下	130,000円
	新座市内の従業者数50人超	150,000円
1億円超 10億円以下	新座市内の従業者数50人以下	160,000円
	新座市内の従業者数50人超	400,000円
10億円超 50億円以下	新座市内の従業者数50人以下	410,000円
	新座市内の従業者数50人超	1,750,000円
50億円超	新座市内の従業者数50人以下	410,000円
	新座市内の従業者数50人超	3,000,000円